

変更届及び変更事項に係る関係（添付）書類

入札参加資格審査申請書提出後に登録内容に変更が生じた場合、速やかに変更届及び変更事項に係る関係書類を提出して下さい。なお、提出は、変更届は指定様式のexcelファイル、添付書類はPDFとし、Web上のサイトより電子申請とします。

(提出部数 各1部)

○・・・必須

△・・・該当する場合に提出する書類

変更事項		添付書類					「△の書類」又は「その他の書類」の説明等	
		変更届	登記簿謄本の写し	委任状	許可証等の写し	使用印鑑届		その他
本社・本店	商号又は名称	○	○	△	○	○	・法人の場合：登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ・個人の場合：身分証明書（※1）の写し ・委任状の提出は委任先を設定している場合のみ	
	代表者職氏名	○	○	△	○	△	・法人の場合：登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ・個人の場合：身分証明書（※1）の写し ・委任状の提出は委任先を設定している場合のみ	
	住所	○	○	△				
	郵便番号・電話番号・FAX番号	○						
	メールアドレス（入札連絡用）	○						
	実印・使用印	○		△		○	△	・実印の場合：印鑑証明書の写し ・委任状の提出は委任先を設定している場合のみ
委任先（支店等）	商号又は名称	○	△	○	○	△	・登記簿謄本に記載のある委任先の場合 ・使用印鑑届の提出は、使用印鑑を変更する場合のみ	
	受任者職氏名	○		○	○	△	・登記簿謄本に記載のある委任先の場合 ・使用印鑑届の提出は、使用印鑑を変更する場合のみ	
	住所	○	△	○	○		・登記簿謄本に記載のある委任先の場合	
	郵便番号・電話番号・FAX番号	○						
	メールアドレス（入札連絡用）	○						
	委任先の変更又は新規委任	○	△	○	△	△	△	・登記簿謄本に記載のある委任先の場合 ・淡路市税の納税証明書（淡路市に委任先を設定する場合） ・営業所の沿革（淡路市に委任先を設定する場合） ・委任先の建設業許可業種がわかる書類 建設工事の場合は建設業許可の営業所一覧表、工事経歴書
委任先の廃止	○							
経営事項審査結果の更新							△	・（一財）建設業技術者センターからのデータ提供により更新されますが、市へ到着まで2か月程度必要なため、審査基準日から1年5か月を経過して、経営事項審査結果通知書を更新した者は、写しを提出してください。
許可登録等	建設業許可更新						-	更新のみ提出不要。確認が必要なときに提出を受けます。
	工種の変更及び追加	○			○		○	・建設業許可通知の写し ・経営事項審査結果通知書の写し
	一般・特定の区分の変更	○			○			・許可区分の変更内容がわかる書類
	その他の許可・登録等の更新	○			△			希望する業種等を追加する場合、市の登録要件に必要な許可・登録証の写し
取消・一部取消	○			△				取消等をした市の登録要件に必要な許可・登録証の写し
技術者の追加・削除・変更		○						市内の建設業者のみ必要
自社都合による登録取消		○						
廃業		○						△ 詳細は、お問い合わせください。
組織変更（有限会社⇔株式会社等）		○	○	△		○		・委任状の提出は、委任先を設定している場合のみ
入札参加資格の承継		○	○	△	△	○	○	裏面記載のとおり。詳細は、お問い合わせください。

※1 身分証明書については、市区町村の窓口で取得できるものになります。

（運転免許証やマイナンバーカードではありません）